

II 当事者アンケート

棚村政行(早稲田大学教授)

1 調査の方法

(1) 調査期間

平成 22 年 12 月～平成 23 年 2 月まで

(2) 調査対象

本調査は、FPIC、Vi-project、NPO 法人ビジットなど面会交流支援を行う団体の利用経験者、親子ネット、中部共同親権法制化運動の会、NPO まめの木、しんぐるまざあず・ふぉーらむなどの当事者の支援団体の全面的なご協力を得て、面会交流の問題に関わっている当事者で、任意のアンケート調査に応じていただいた方々を対象とした。

(3) 調査事項

後掲のアンケート調査票にあるように、1 においては、対象者自身に関する事項として、対象者が子と同居しているかどうか、子の人数や面会交流が問題となった年齢を質問した。次に、2 においては、面会交流の状況について、交流の状況と形態などについて質問するとともに、面会交流に関する取り決めとその実現状況について質問を行っている。3 においては面会交流を円滑に行うための相談援助制度について質問を行い、援助相談を受けるに至った経緯や動機について尋ねるとともに、利用後の印象・感想についても質問を行った。4 においては、養育費と面会交流の関係について質問し、5 においては親権制度や面会交流について見直しを望む点について質問を行っている。

(4) 調査の方法

調査においては、後掲の調査用紙を使用し、対象者自身に記入してもらう形を基本として行った。回答の回収は郵送、または FAX による返送により行っている。

2 調査結果の概要

(1) 回答者について

有効回答者数は全部で 186 名であった。表 1 にあるように、同居親は、85 名、非同居親が 99 名、無回答が 2 名であったので、同居親 46%、非同居親 53%とほぼ同数に近い回答が得られた。同居親は、父が 8 名で、母が 77 名と 90%以上が母親であった。これに対して、非同居親は、母が 15 名、父 83 名と、父親が約 84%を占めていた。その他 1 名は祖母であった。

表 1 回答者における父母と同居非同居による分類

回答者	父	母	その他	合計
同居親	8	77	0	85
非同居親	83	15	1	99
無回答	0	2	0	2
合計	91	94	1	186

*その他は祖母

表 2 にあるように、親権者と非親権者の別をみると、父が親権者となる例は 36 名、母が親権者のケースが 80 名と 7 割近くを占め、父が非親権者の割合も 8 割を超えていた。ここで、回答した当事者は、同居親は母、非同居親父、親権者母、非親権者父であるケースがきわめて多かった。

表 2 親権者非親権者の別による分類

回答者	父	母	その他	合計
親権者	36	80	0	116
非親権者	52	12	0	64
その他(含む無回答)	3	2	1	6
合計	91	94	1	186

(2) 面会交流において問題となった子どもについて

表 3 にあるように、面会交流において問題となった子どもの数では、1 人とするものが 111 名で、約 6 割、2 人か約 3 割で、合計すると 9 割以上を占めている。3 人以上は 5%程度しかなかった。

表 3 面会交流において問題となった子どもの数

1 人	2 人	3 人	4 人以上	無回答
111	61	6	3	5

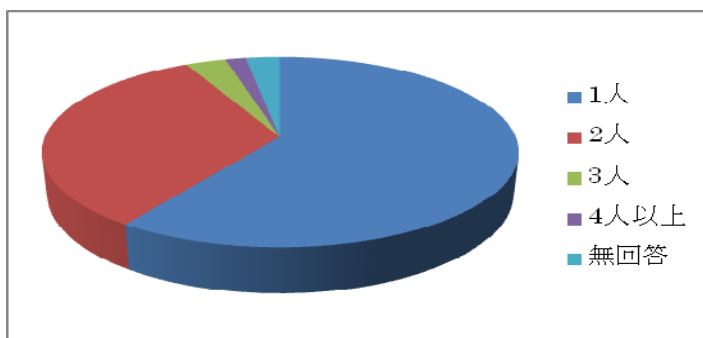


表 4 にあるように、最初に面会交流が問題となったときの子どもの年齢については、1歳未満とする者が15名で8%、1歳～3歳が57名で32%、4歳～6歳52名で29%、7歳～9歳29名で16%、10歳～12歳16名で9%、13歳以上8名、5%であった。1歳から9歳までが全体の約8割近くを占めていた。

表 5 にあるように、面会交流が最初に問題となったときの当事者(親)の年齢では、30代、40代が圧倒的に多く、9割以上を占めている。30代が68%、40代が23%であった。

表 4 最初に面会交流が問題となった時の子の年齢

1歳未満	1歳～3歳	4歳～6歳	7歳～9歳	10歳～12歳	13歳～	無回答
15	57	52	29	16	8	9

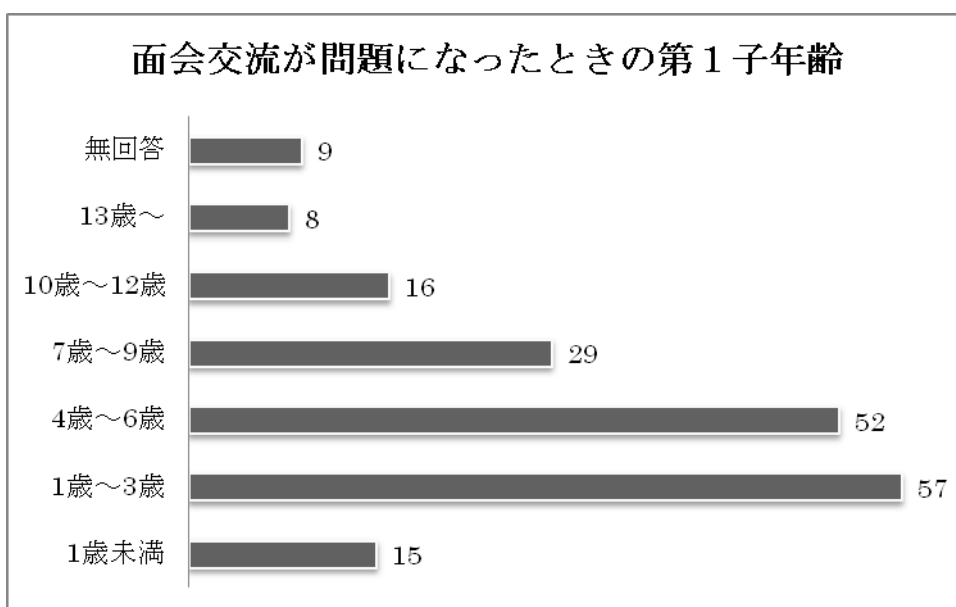


表 5 面会交流が最初に問題となった時の当事者の年齢

20歳代	30歳代	40歳代	その他	無回答
8	120	41	7	10

(3) 面会交流の状況について

当事者(親)が面会交流について最初に話し合った時期については、「婚姻中(別居中)」とするものが多く約6割、「離婚に前後して」というのが33%、「離婚後2年以内」が5%、「離婚後3年以降」は3%程度となっていた。面会交流について話し合ったときからの経過年数については、表7のように、2～5年が最も多く59%、次いで6～9年が18%と、8割以上が長期化していた。

表 6 面会交流について最初に話し合った時期

婚姻中(別居中)		離婚に前後して		離婚後 2 年以内		離婚後 2 年以降		その他 無回答
父	母	父	母	父	母	父	母	
58	47	25	32	4	3	3	2	11
親権者	非親権者	親権者	非親権者	親権者	非親権者	親権者	非親権者	
72	29	30	26	4	3	0	5	
105		57		8		5		

*父母、親権者非親権者の別については無回答等があるので総計において数が一致していない

表 7 面会交流について最初に話し合ってから経過年数

1 年以内	2～5 年	6～9 年	10 年以上	無回答
30	106	32	12	6

表 8 を見ればわかるように、回答者のうち、面会交流が行われている者は 131 名と 72% を占め、「過去に行われていた」も含めると、8 割を超えている。これに対して、「面会交流が行われていない」のは、35 名 19%にとどまった。回答があった者で、「月 1 回」とするものが最も多く、38%、「2 ヶ月に 1 回」18%、「月 2 回」と「年 2～3 回」がそれぞれ 15%で、「週 1 回」、「年 1 回」というのはきわめて少なかった。

表 8 面会交流の有無とその回数

行われている	行われていた	行われていない	無回答
131	16	35	4

週 1 回	月 2 回	月 1 回	2 ヶ月に 1 回	3 ヶ月に 1 回	年 2～3 回	年 1 回	その他無 回答
3	19	49	24	13	19	3	56

[その他の回答]

- ・ 2 年に 1 回 (同居親)
- ・ 電話があった時、子どもが会いたがった時に連絡している。(同居親)
- ・ 年 4 回 (非同居親)
- ・ 休み中は宿泊付き (同居親)
- ・ 年 5 回 (非同居親)
- ・ 海外連れ去り後 3 年以上電話のみの交流 (非同居親)
- ・ 相手から依頼のあった時 (同居親)

- ・長期休暇中は宿泊あり（非同居親）
- ・電話：2週間に1回、面会：2か月に1回（同居親）
- ・6, 7週間に1回（非同居親）
- ・2ヶ月1回が基本、8月12月は1泊2日（非同居親）
- ・年5回（非同居親）
- ・別居後相手方に弁護士が付くまでは月3-4回（宿泊もあり）、弁護士が付いて和解までの約1年間は・・・半年に1回、和解成立後は月1回（非同居親）

表9でわかるように、面会交流が行われている場合の面会方法については、「自宅以外の場所(公園、レジャー施設、ファミレスなど)を使う」のが半数以上(55%)を占めており、面会する側の自宅を子どもが訪ねるケースで、宿泊もありとするのは16%、宿泊なしで自宅を子どもが訪問するケースも11%くらいであった。その他では、FPIC、弁護士事務所などで面会交流が実施されているものが比較的多かった。

表9 面会交流が行われている際の方法について（複数回答可）

	全体	同居親	非同居親
面会する側の自宅を子どもが訪ねる(宿泊なし)	20	9	11
面会する側の自宅を子どもが訪ねる(宿泊あり)	28	10	18
自宅以外の場所(公園レジャー施設ファミレスなど)で会う	98	50	48
春休みや夏休みなどに一緒に旅行に行く	7	1	6
直接会うことなく、手紙電話メールによる交流のみ	3	1	2
その他	23	7	16

[その他の回答]

- ・FPIC 施設内（同居親・非同居親）というのが15名
- ・弁護士事務所です（同居親・非同居親）3名
- ・詳しくはわからないが、面会者の自宅(宿泊あり)と面会者の自宅以外の場所「以外」のところに行く場合もあると思う。(同居親)
- ・最初の2回（別居後4カ月まで）は、私の弁護士事務所、その後の6回（別居後2年4カ月まで）は、ホテルのラウンジで。最後の1回はFPICの事務所です（同居親）
- ・私の祖母の実家に行くケースもあれば、相手の近所に限定される場合もある（同居親）
- ・FLCの仲介で（同居親）
- ・FPICの事務所近くで待ち合わせをして、FPICの会員の方に子どもを預けて、その後、父親と3人でレジャー施設などに行ったりしています。(同居親)
- ・以前はFPIC、現在はこどもの城（非同居親）
- ・FPICにて（非同居親）

- ・面会者の実家を子どもが訪ねる（非同居親）
- ・子どもがアメリカニューヨーク州に居住のため、私がニューヨークに行き滞在するホテルに子どもが訪ねて来る。（非同居親）

表 10 にあるように、面会交流が行われないとか、中止された理由として、一番多いのが、非同居親では、「相手方が拒否している」「相手方が面会しようとしなない」「面会交流の回数方法で意見の相違がある」などであった。これに対して、同居親側では、比較的多かったのが「相手方が面会しようとしなない」「病気・課外活動・子の意向といった子自身の問題のため」などであった。その他では、非同居親側から、「モラハラや DV などの主張をされて会えなくなった」という回答がなされている。

表 10 面会交流が行われない、または中止された理由（複数回答可）

	全体	同居親	非同居親
相手方が拒否している	31	0	31
相手方が面会しようとしなない	19	6	13
相手方が子を連れ去ろうとしたり、勝手に会いに来る	3	3	0
面会交流の条件を守らなない	12	4	8
面会交流の回数・方法で意見の相違がある	14	2	12
必要な金銭的・時間的負担の大きさ	3	1	2
病気・課外活動・子の意向といった子自身の問題のため	6	6	0
相手方または子どもと連絡が取れない	11	4	7
その他	13	6	7

[その他の回答]

- ・私のモラハラにより PTSD を発症したと妻が主張（非同居親）
- ・「あなたが何をしでかすかわからなないから」「親族全員が拒否しているので現地までは連れて行けなない」と言われている（非同居親）
- ・DV の主張（非同居親）2 名
- ・会うたびに子どもの態度が悪くなる、話さなくなる、笑顔がなくなる。（非同居親）
- ・一か月前に連れ去られてから一切会えてなない（非同居親）

表 11 では、面会における取り決めがあつたケースは、無回答の 2 名を除くと、146 名で、約 8 割が取り決めがあつた。取り決めがなないケースは 34 名、約 2 割弱しかなく、同居親、非同居親でも 8 割に面会交流の取り決めがあつた。取り決めが成立したきっかけとして、表 11-2 にあるように、相手方との直接の話し合いによるものは少なく、「家庭裁判所での調停」が最も多く、次いで「家庭裁判所の審判・裁判」「民間団体・弁護士の仲介」の順であつた。

表 11 面会における取り決め

	ある	ない	その他	無回答
同居親	69	14	0	2
非同居親	77	20	1	0
合計	146	34	1	2

表 11-2 取り決めが成立したきっかけについて（複数回答可）

	同居親	非同居親	合計
相手方との直接の話し合い	6	10	16
民間団体弁護士の仲介	20	15	35
家庭裁判所での調停	32	43	75
家庭裁判所での審判裁判	23	24	47
その他	3	4	7

[その他の回答]

- ・双方の両親（父）の連署による契約書（同居親）
- ・ニューヨーク州シュプリームコート（非同居親）
- ・FPIC との話し合い（非同居親）
- ・高等裁判所にて決定（非同居親）
- ・子どもと最初に会えたとき口頭で決めた（非同居親）
- ・NPO ビジット同席の上での話し合い（非同居親）

表 12 は、取り決めの実現状況について尋ねた結果である。「すべて実現している」は同居親、非同居親とも 43 名、「だいたい実現している」が同居親、非同居親ともに 68 名で、合計 111 名、約 76% が実現していると回答した。「あまり実現していない」「全く実現していない」は、約 24% であった。表 12-1 にあるように、実現していない理由としては、同居親側では、「相手方に性格の偏りや攻撃性があるって子どもが怖がっているから」「感情的対立が激しく、常に言い争いになってしまうから」「相手方に性格の偏りや攻撃性があるって接触が怖いから」などを挙げている。これに対して、非同居親側では、「祖父母など他の親族が介入したり、大きな影響力を持っているため」「感情的対立が激しく、常に言い争いになってしまうから」「相手方に性格の偏りや攻撃性があるって接触が怖いから」「養育態度・教育方針が違いすぎるから」が比較的多い。非同居親側では「親権・面会交流に関する情報や知識・ガイダンスがなかったから」「親権・面会交流についての相談窓口・機関が身近に存在しないから」という声も多かった。

表 12 取り決めの実現状況

	同居親	非同居親	合計
すべて実現している	25	18	43
だいたい実現している	33	35	68
あまり実現していない	8	18	26
全く実現していない	3	7	10
無回答	16	20	36

表 12-1 実現していない理由（複数回答可）

	同居親	非同居親	合計
養育態度・教育方針が違いすぎる	3	7	10
不貞暴力等の離婚原因が悪い影響を与えている	5	2	7
借金が多く経済的に困窮しており、養育費が支払えないから	3	0	3
相手に性格の偏りや攻撃性がある、接触が怖いから	5	8	13
相手に性格の偏りや攻撃性がある、子どもが怖がっているから	7	2	9
感情的対立が激しく、常に言い争いになってしまうから	6	9	15
自分の考えを伝えたり、相手の言いたいことを理解する力が弱いから	2	3	5
祖父母など他の親族が介入したり、大きな影響力を持っているため	4	11	15
親権・面会交流に関する情報や知識ガイダンスがなかったから	1	7	8
親権・面会交流についての相談窓口機関が身近に存在しないから	1	6	7
その他	1	16	17

[その他の回答]

- ・相手方の体調不良（同居親）
- ・子どもが会いたくないとっていると主張（非同居親）が3名
- ・習い事や小学校の行事、仕事のシフトを理由に拒否（同居親）
- ・子どもが早く帰りたいがる（同居親）
- ・相手が故意に取決めを守らないから（非同居親）
- ・相手方が正当な理由もなく面会交流を拒否しているから。（非同居親）
- ・調停のあり方ややり方に問題がある（非同居親）
- ・遠方、他県への子どもが全寮制の学校への転校(非同居親)
- ・相手が拒否したら打つ手がない（非同居親）

(3)面会交流を円滑に行うための相談援助制度について

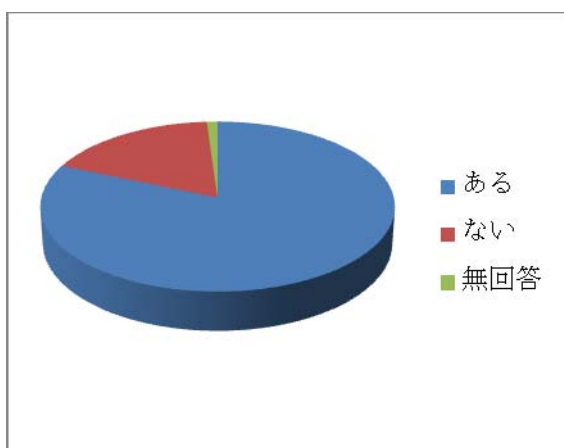
表 13 では、面会交流に関して、法律的实际的にアドバイスを受けたとする回答者が 149 名で、全体の回答者の 8 割以上を占めた。同居親としても、82%がアドバイスを受けており、非同居親でも、約 83%がアドバイスを受けていた。アドバイスをしてくれた者の種別

としては、表 14 に掲げるように、複数回答可であるために、割合は出せないが、弁護士・民間団体スタッフが最も多く、調停委員など家庭裁判所のスタッフも比較的多い。FPIC の利用者が多いため、弁護士や家庭裁判所を介しているケースが少なくないからであろう。その他では、医師、心理カウンセラーが挙げられていた。

表 13 法律的实际的アドバイスを受けたことがあるか。

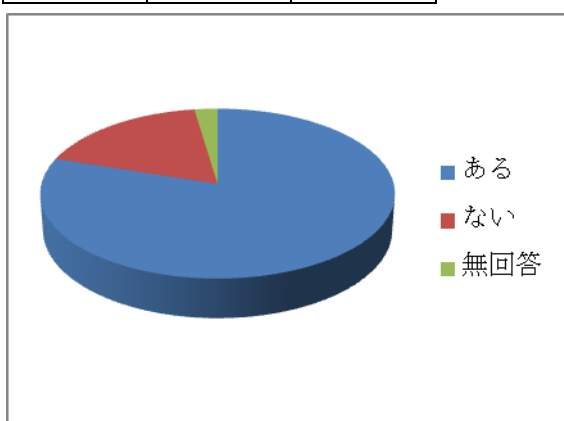
全体における割合

ある	ない	無回答
149	32	2



同居親における状況

ある	ない	無回答
68	15	2



非同居親における状況

ある	ない	無回答
81	17	0

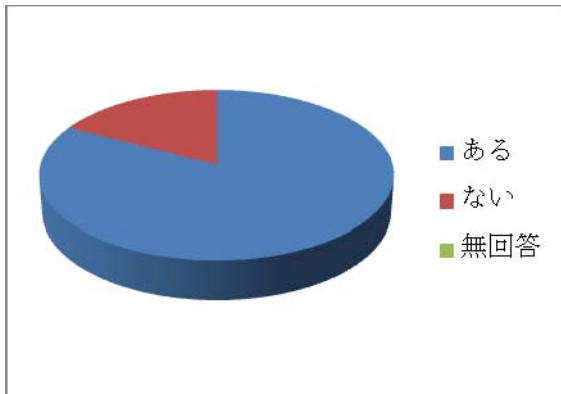


表 14 アドバイスをした者の種類 (複数回答可)

	同居親	非同居親
親族(法律家ではない)	12	13
知人・友人(法律家ではない)	14	21
弁護士	47	52
FPIC などの民間団体スタッフ	46	45
調停委員など家庭裁判所のスタッフ	33	38
その他	6	5

[その他の回答]

- ・乳幼児の心療内科医 (同居親)
- ・インターネットのサイト (同居親)
- ・児童相談所/精神科医 (同居親)
- ・心理カウンセラー (同居親)
- ・法律家の友人 (同居親)
- ・上司、親子ネット会員 (非同居親)
- ・静岡県人権啓発センター (非同居親)
- ・行政書士 (非同居親)
- ・当事者団体の友人たち (非同居親)
- ・臨床心理士、精神科医師 (非同居親)

面会交流において相談援助を求めたことがあるかないかについて尋ねたところ、表 15 にあるように、「相談援助を求めたことがある」は約 7 割、「相談援助を求めたことがない」は約 3 割で、非同居親の 6 割が援助を求めたことがなかった。表 15-2 に掲げるように、相談した理由では、同居親側は「DV・ストーカー・暴力などの問題行動があったから」「お互いの顔を見たくないから」「第三者から勧められたから」「相手方が節度ある面会交流をしてくれないから」という理由が比較的多い。これに対して、非同居親側は、「第三者から勧められたから」「民

間団体・第三者の援助を求める以外で子どもに会う手段がないから」「相手方が節度ある面会交流をしてくれないから」が比較的多かった。同居親は、「DV・ストーカーなど相手方の問題行動」をあげ、非同居親は、「他に子どもと会う手段がないこと」を挙げていた。

表 15 面会交流において相談援助を求めた民間団体・第三者について

	同居親	非同居親	合計
相談援助を求めたことがある	57	61	118
相談援助を求めたことがない	22	32	54
その他無回答	6	5	11

[その他の回答]

- ・相手側の意向（非同居親）
- ・行政書士（非同居親）
- ・相手方の提案（非同居親）
- ・相手方（妻）が面会に関し、当初、相当否定的だったため、いろいろ探し、相手方弁護士が FPIC を紹介してきた。（非同居親）

表 15-2 相談した理由について（複数回答可）

	同居親	非同居親	合計
お互いの顔を見たくないから	31	8	39
子の奪い合いや取り合いになってしまったから	15	4	19
DV・ストーカー・暴力などの問題行動があったから	34	4	38
相手方が節度ある面会交流をしてくれないから	20	22	42
会わせることは問題ないが、相手方とは接触したくないから	25	5	30
相手方が養育費の支払いなど条件をつけてくるから	3	6	9
第三者から勧められたから	25	29	54
民間団体・第三者に援助を求める以外に子どもに会う手段がないから	7	29	36
その他	9	10	19

[その他の回答]

- ・いかなる方法でも面会を拒否（同居親）
- ・子の連れ去りに対する恐怖（同居親）
- ・今は円滑にいても、時間が経つにしたがって、コントロールや自分たちの思い通りにしたいがために、いつ攻撃的な態度で来るかわからないので（同居親）
- ・相手方から主にモラルハラスメントを受けていたが、第三者（とくに権威のある団体や職業）が間に入ることで相手方が節度ある態度をとれるように（同居親）
- ・子どもが会うのを嫌がって泣いてしまうから（同居親）
- ・相手方に攻撃、暴言があり子どもが怖がるから（同居親）

- ・養育費の範囲などで考え方の違いがあるため（非同居親）
- ・相手方が当方との直接の面会を拒否しているため（非同居親）
- ・直接交渉では問題が発生する可能性が高いとカウンセラーから助言された（非同居親）
- ・相手方が連絡接触を拒否しているため（非同居親）
- ・相手方が実際にはないDVを主張して面会を拒んでいるから（非同居親）

表 16 にあるように、民間団体や第三者に援助を求めた当事者で回答した者のうち、全体として「当初の希望以上のもの」と回答したのは 10 名で、「当初の希望と一致」は 40 名と合わせて 50 名おり、ほぼ半数(47%)くらいであった。これに対して、「やや下回る」が 26 名、「かなり下回る」が 30 名で合計 56 名、約 53%が当初の希望を下回ったと回答している。同居親と非同居親を比較してみると、同居親の 3 人に 2 人が結果に満足していたのに対して、非同居親の 3 人に 2 人は不満を抱いていた。また、表 17 にあるように、援助を求めた当事者の 8 割以上が「非常によかった」「よかった」と答えているのに対して、「あまりよくなかった」「よくなかった」「どちらとも言えない」は 15%程度にとどまっていた。同居親・非同居親ともに、民間団体や第三者への満足度はきわめて高かった。

表 16 民間団体第三者の援助についての満足度

	同居親	非同居親	合計
当初の希望以上のものであった	7	3	10
当初の希望と一致していた	29	11	40
当初の希望をやや下回るものだった	8	18	26
当初の希望をかなり下回るものであった	6	24	30
その他	3	4	7

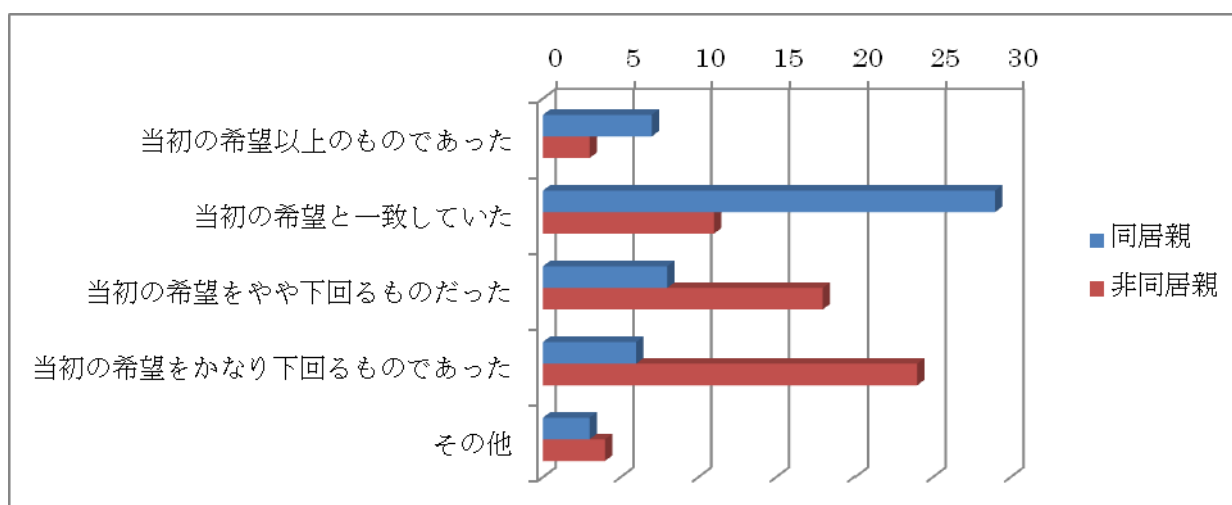


表 17 民間団体第三者へ相談援助を求めたことについて

	同居親	非同居親	合計
非常によかったと思う	34	30	64
よかったと思う	17	14	31
あまりよくなかった	1	7	8
よくなかった	2	5	7
どちらともいえない	2	2	4

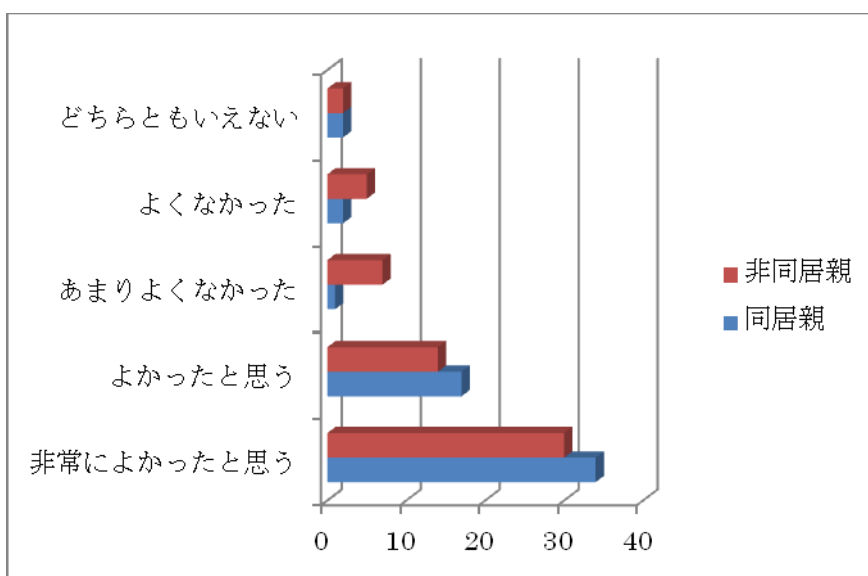


表 17-1 よかった理由（複数回答可）

	同居親	非同居親	合計
お互いに感情的にならず冷静に対応できるから	23	26	49
第三者が入ることで相手方が面会交流のルールを守るから	49	28	77
要求がエスカレートするのを合理的に制限してくれるから	34	10	44
最低限のコミュニケーションをお互いとれるようになったから	8	7	15
DV・ストーカー・暴力等の問題行動が抑制されるから	25	3	28
大人の問題から切り離して、子ども中心に問題を捉えられるから	23	15	38
その他	4	10	14

[その他の回答]

- ・子どもが、「土曜日はパパんちいくー」と楽しみにしている(同居親)
- ・相手方への指導をしてくれた(同居親)
- ・とにかく1年2カ月ぶりに子どもと会えたのが嬉しかった。(非同居親)

表 17-2 よくなかった理由（複数回答可）

	同居親	非同居親	合計
援助が公正中立ではなかった	1	8	9
料金費用が高かった	1	11	12
こちらの話や意見を十分に聞いてもらえなかった	1	7	8
面会交流の条件やルールが厳しすぎた	0	8	8
指定された面会場所方法が適切でなかった	0	2	2
相談援助の後も面会交流が円滑に進まなかった	0	3	3
その他	0	6	6

[その他の回答]

- ・非同居親が理想化してしまう恐れがある。そのことによって、子どもにも将来悪影響があるのではないかと心配(同居親)
- ・スタッフが遅刻し、相手方と鉢合わせてしまう。スタッフが守秘義務を守らず、相手方に私の言ったことを無断で伝える。言いたくないことを言うように強要される。(同居親)
- ・監護者側の意向だけを聞いていた（非同居親）
- ・FPIC の事務所で面会を行ったが、子どもの遊び場として充実しているとはいえなかった（非同居親）

表 17-1 にあるように、よかったという理由として、同居親側は「第三者が入ることで面会交流のルールを守るから」「要求のエスカレートを制限してくれるから」「DV・ストーカー等の問題行動が抑制されるから」「冷静に対応できる」「子ども中心に問題を考えられる」の順に多かった。これに対して、非同居親側では、同じく「第三者が入ることで面会交流のルールを守るから」が一番多いが、「冷静に対応できる」が比較的多かった。表 17-2 では、よくなかった理由を聞いたところ、同居親側はほとんどなく、非同居親側に「利用料金が高かった」「援助の公正中立性」「条件・ルールが厳しすぎ」などの若干の指摘もあった。

表 18 にあるように、面会交流を続けることによるよい影響については、同居親側では、「わからない」などの回答もあり、面会交流の評価について慎重な様子が伺える。同居親では、「親子の絆の維持」「離婚後の人間関係の断絶の回避」「子どもの成長発達に必要」「子どもは本心ではつながりを望んでいる」が比較的多かった。非同居親では、「親子の絆の維持」「子どもの成長発達に必要」「子どもは本心ではつながりを望んでいる」「離婚後の人間関係の断絶の回避」の順に多かった。非同居親では、圧倒的に多くの当事者が面会交流の意義や必要性について、メリットを強調していた。

これに対して、表 19 にあるように、面会交流によるマイナスの影響について、同居親側は、「子どもの生活や気持ちの混乱」「親の間に挟まれて精神的につらい」「親の争いが持ち込まれ易い」「親の悪口を言う」などと全般的に回答している。非同居親も、「親の間に

挟まれて精神的につらい」「親の悪口を言う」などのマイナス面では同じような傾向を示すが、「子どもの生活や気持ちの混乱」は比較的少数にとどまっていた。

表 18 面会交流を続けることによるよい影響（複数回答可）

	同居親	非同居親	合計
子どもの健全な成長発達に必要	27	91	118
離婚や別居による人間関係の断絶といった悪影響を避けられる	32	79	111
夫婦は別れても親子の絆を維持することが望ましい	35	95	130
子どもは本心では親との交流つながりを望んでいる	29	87	116
その他	11	18	29

[その他の回答]

- ・よくわからない(同居親)が3名
- ・面会交流が子どもにとって良いものだと考えたい気持ちもあるが、実際にはそうは思えない(同居親)
- ・父親とはどういう存在かを具体的にイメージできる(同居親)
- ・子どもが事実認識をしやすい。子どもに嘘をつかなくてもよいので気持ちが楽(同居親)
- ・養育費の支払いが続くこと以外にメリットはない(同居親)
- ・たまに会う親は子どもにやさしく、良いイメージがつく良い親でいてくれる(同居親)
- ・上記4点については確かにそう思うが、夫婦の別れ方も影響してくると思う(同居親)
- ・自分と生んだ両親が2人いるということで自尊心をキープできる。また二人の違う人間、違う意見が知れるので人間の幅が広がる。逃げ道を作ってあげるということで過剰適応にならない。(非同居親)
- ・子どもへの監護者側からの虐待を早期発見できる可能性(非同居親)
- ・第三者に入れ知恵をされた妻の不信は少し軽減でき、その事が子供にいい影響になるかもしれない。(非同居親)
- ・別居親の意見を子に伝えることができ、子なりに両親の意見を検討できる(非同居親)
- ・今のように母親に親権が一方的に有利な状況は全くお話にならない。(非同居親)
- ・虐待の早期発見につながる。(非同居親)
- ・子どもが一人で行動できるようになったら、具体的な悩みを話し合えると思う→個性を伸ばしどのように就労に結び付けられるかを考えることができそう(非同居親)
- ・別離している親の働きや養育費負担のモチベーションとなり、ひいては子どもに良い影響を与える(非同居親)
- ・自分の子が万一にも「父親に見捨てられた」という欠落感を持って育ってもらっては困る(非同居親)

表 19 面会交流によるマイナスの影響（複数回答可）

	同居親	非同居親	合計
子どもの生活や気持ちに混乱が生じる	53	19	72
離婚や別居にともなう親の争いが持ち込まれやすい	37	27	64
子どもが親の間に挟まれて精神的につらい状況に置かれる	41	42	83
子どもに一方の親の悪口を言ったり、様子を聞き出したりする	37	34	71
その他	15	15	30

[その他の回答]

- ・面会のたびに私が情緒不安となり（相手方から受けたモラルハラスメントを思い起こされ）、子どもと平静な心で接するのが難しくなる（同居親）
- ・相手がこちらの様子を聞き出そうとしていることがある（同居親）
- ・子どもがストレスを解消するために忘れようとする。我慢していて可哀想でならない（同居親）
- ・同居親の躰について批判され、親権者変更の申立ての材料にされないか不安（同居親）
- ・どうしても会わせなければならないという精神的負担と恐怖心（同居親）
- ・子どもは、高額なおもちゃを買ってもらい喜んでいるが、良いとこどり（同居親）
- ・相手方の再婚家庭について子どもに必要以上に話したり、血のつながった兄弟がいる等と子どもに話すことで子どもに混乱が生じる（同居親）
- ・「決まりだから」と無理に面会させることで、子どもと同居親の関係まで悪化（同居親）
- ・特に子どもが小さいときは、休日に面会を行うことが身体的に負担が大きく、面会後に熱を出し困った（同居親）
- ・ストーカーやDV問題が未解決なのに住所がバレて怖かった（同居親）
- ・大人が子どものことを配慮すれば、基本的にマイナスの影響はない（非同居親）
- ・別れ際、再度「引き離し」のトラウマを体験させてしまうかもしれない（非同居親）
- ・同居親の意見に配慮しなければならないこと。（非同居親）
- ・別居から面接開始まで調停審判に2年もかかり子どもが「パパ」と呼んでくれない。（非同居親）
- ・マイナスの影響はとくにない（非同居親）が5名。
- ・面会の帰り際に子どもが泣いてしまうのが辛い（非同居親）
- ・子どものことを第一にお互いが考えればマイナスはないと思う。要は子どものことを両親がどれだけ考えられるかだと思う（非同居親）

(4) 養育費と面会交流の関係について

表 20 にあるように、回答者のうちで、養育費の取り決めが「ある」とした者は 127 名と 7 割を超えていた。「ない」と答えた者は 4 人に 1 人で 25% くらいであった。その他は、婚姻費用として受け取るとか、調停や裁判中であるとのことであった。表 20-1 にあるよう

に、養育費に関する取り決めの実現状況についても、「すべて実現している」「だいたい実現している」を合わせて88%が回答しており、「あまり実現していない」「まったく実現していない」は12%にとどまっていた。面会交流が問題となるケースでは、養育費はかなりの程度支払われているようだ。表21にあるように、面会交流と養育費との関係については、同居親、非同居親ともに、「おおいにそう思う」「そう思う」は、52名、「あまりそう思わない」「そう思わない」が90名、「どちらとも言えない」が44名であった。多くは、面会交流と養育費は、ある程度は関係するものの、直ちにリンクさせるべきものとは考えていない。

表20 養育費についての取り決めがあるか

	同居親	非同居親	合計
ある	57	70	127
ない	24	22	46
その他	2	5	7
無回答	2	1	3

[その他の回答]

- ・ 婚姻費用として含まれている（同居親・非同居親）3名
- ・ 一切もらっていない（同居親）
- ・ 現在裁判・調停中（同居親・非同居親）5名
- ・ 現在調停中。幼稚園費用は、こちら側で負担（非同居親）

表20-1 養育費に関する取り決めの実現状況

	同居親	非同居親	合計
すべて実現している	29	62	91
だいたい実現している	18	4	22
あまり実現していない	8	5	13
まったく実現していない	2	1	3

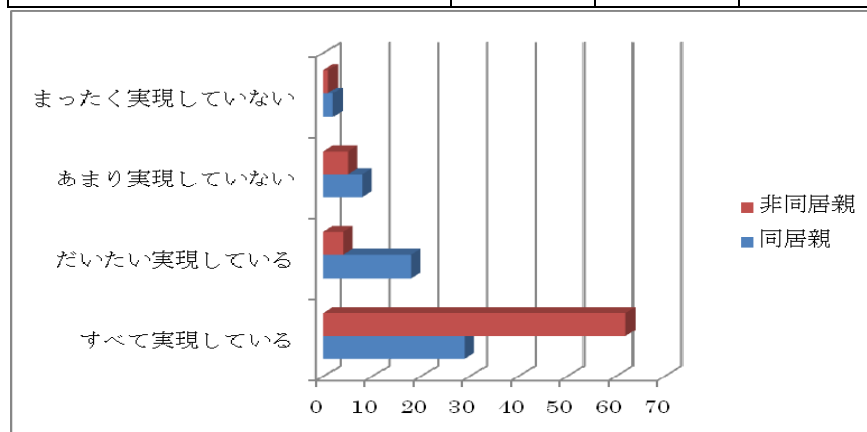
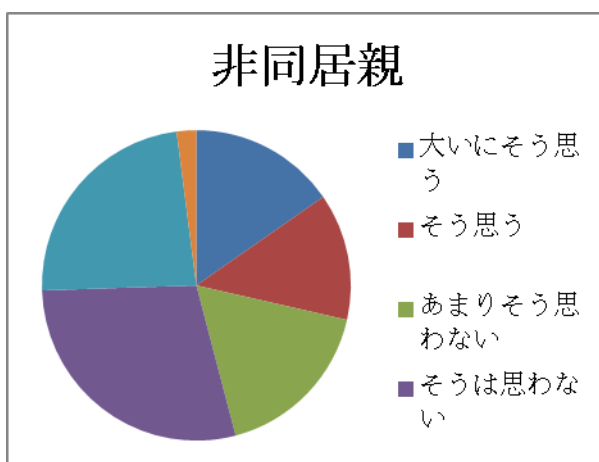
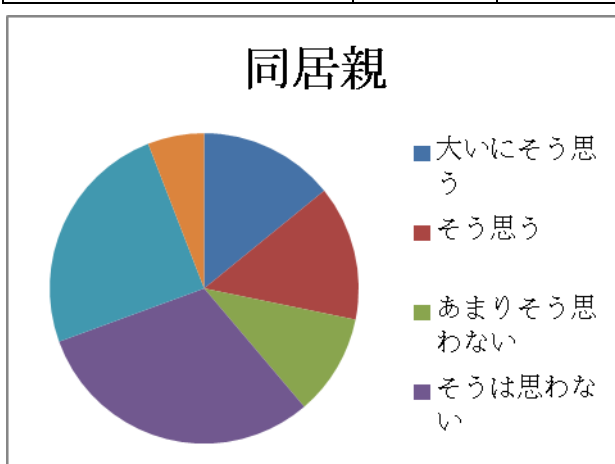


表 21 面会交流と養育費の関係性

	同居親	非同居親	合計
大いにそう思う	12	15	27
そう思う	12	13	25
あまりそう思わない	9	17	26
そうは思わない	26	28	54
どちらともいえない	21	23	44
無回答	5	2	7



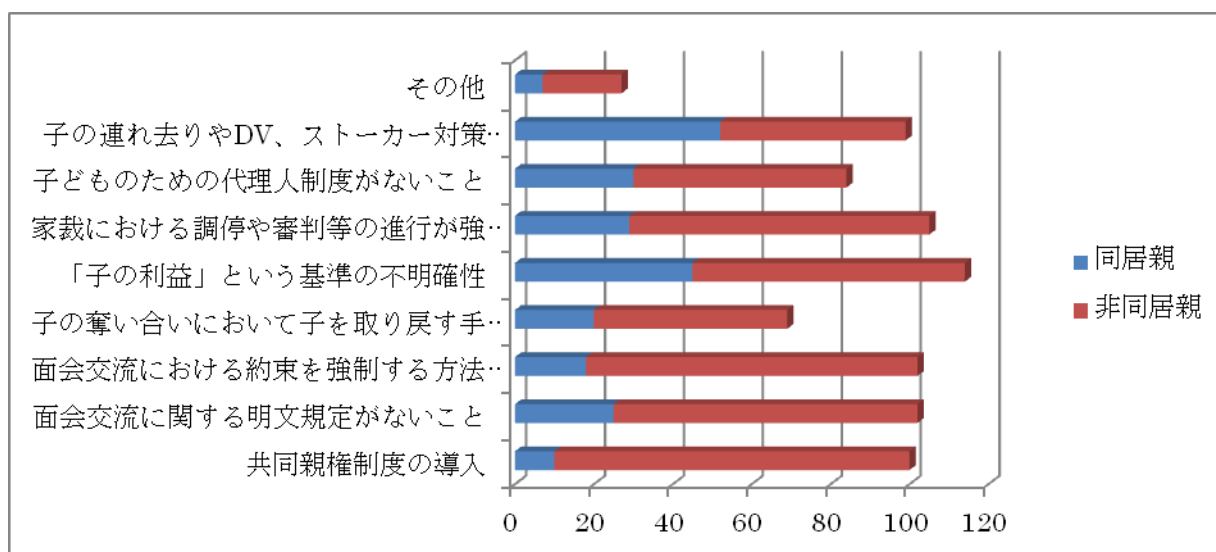
(5) 現行の親権制度や面会交流に関する見直しについて

表 22 にあるように、当事者は、現行の親権制度や面会交流に関する制度の見直しについて、全般的に、「共同親権制度の導入」「子の利益という基準の不明確性」「家庭裁判所での事件の進行」「面会交流の規定の欠如」「面会交流の強制力」「子の連れ去りや DV、ストーカー対策」などについて見直すべきだとしている。しかしながら、同居親においては、「子の連れ去りや DV、ストーカー対策」「子の利益という基準の不明確性」「子のための代理人制

度がない」などを問題としているのに対して、非同居親側は、「子の利益という基準の不明確性」「共同親権制度の導入」「家庭裁判所での事件の進行」「面会交流の規定の欠如」「面会交流の強制力」などをとくに問題と考えていた。

表 22 法制度について見直しを望む点（複数回答可）

	同居親	非同居親	合計
共同親権制度の導入	10	90	100
面会交流に関する明文規定がないこと	25	77	102
面会交流における約束を強制する方法がないこと	18	84	102
子の奪い合いにおいて子を取り戻す手続に時間と労力がかかること	20	49	69
「子の利益」という基準の不明確性	45	69	114
家裁における調停や審判等の進行が強引だったり偏ったりしていること	29	76	105
子どものための代理人制度がないこと	30	54	84
子の連れ去りやDV、スーター対策の充実	52	47	99
その他	7	20	27



[その他の回答]

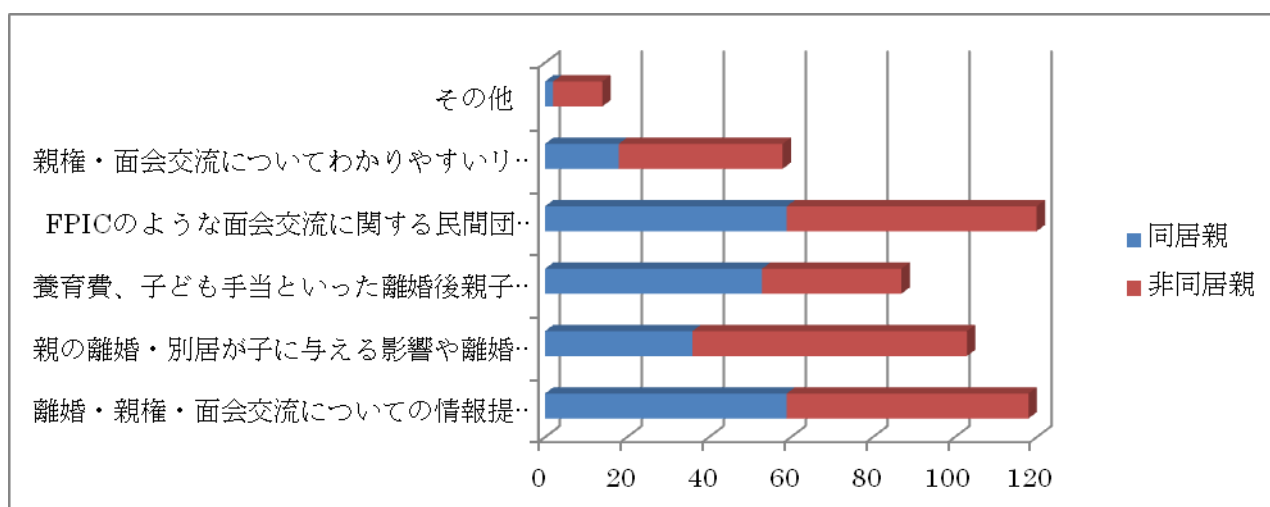
- ・母親の気持ちのほぐれ方や子どもの反抗期、父親の子どもへの関心度などすべてがかみ合わないとなりに進みにくい（同居親）
- ・養育費についてももう少し強制力を高めて欲しい（同居親）
- ・調停委員によって進め方や考え方が全く違った（同居親）
- ・「会うことが良いこと」との前提で話が進められていることには異論がある(同居親)
- ・監護権者指定審判はあっても、その結果に強制力がない（同居親）2名
- ・visitation centerのような場所が国の機関として存在しない。子どもの生活や気持ちを

- 最優先にした面会、そのための専門家が必要。(同居親)
- ・勝手な連れ去りは誘拐以外の何物でもない(非同居親)
 - ・養子の悪用、非嫡出子での擁護、面会交流モデルプラン(充実した内容)、協議離婚制度の見直し(非同居親)
 - ・DVの偽りの申告の防止(非同居親) 4名
 - ・共同親権はまだ時期尚早(紛争の激化)(非同居親)
 - ・妻側に不貞等の事由があっても、母親が圧倒的に有利なことが問題(非同居親)
 - ・面会交流を推進するための公的機関がないこと(非同居親)
 - ・親権帰属において、母親優先はおかしい(非同居親)

表 23 にあるように、社会的支援制度については、「離婚・親権・面会交流についての相談窓口が身近にあること」「面会交流に関する民間団体が充実すること」は、同居親、非同居親の多くがともに希望していた。これに対して、非同居親は、同居親に比して、「親の離婚・別居が子に与える影響や離婚後の面会交流の意義などについて学ぶ機会」や「親権・面会交流についてわかりやすいリーフレットや Q&A があること」などを望んでいた。

表 23 社会的援助制度について見直しを望む点(複数回答可)

	同居親	非同居親	合計
離婚・親権・面会交流についての情報提供相談窓口が身近にあって、使いやすいこと	59	59	118
親の離婚・別居が子に与える影響や離婚後の面会交流の意義などについて学ぶ機会	36	67	103
養育費、子ども手当といった離婚後親子への経済的支援がなされること	53	34	87
FPIC のような面会交流に関する民間団体が充実すること	59	61	120
親権・面会交流についてわかりやすいリーフレットや Q&A があること	18	40	58
その他	2	12	14



[その他の回答]

- ・裁判所、調停委員、調査官の不満を聞いたり公正さを保たせるためのオンブズマン組織があること（非同居親）
- ・多くの国民がこの問題があることを知ること（非同居親）
- ・父親が親権を得た場合も経済的援助が必要（非同居親）
- ・家裁に離婚専門の調停を行う組織を作って欲しい。欧米の制度を見習い、エキスパートを窓口にして解決に当たって欲しい。児童相談所も含めて組織改革が必要（非同居親）
- ・公的機関で面会交流を支援する制度や設備を整えて欲しい（非同居親）
- ・専門家、支援機関の連携が取れていないこと（非同居親）
- ・韓国のような養育手帳があるとよい（非同居親）
- ・裁判員制度を家裁にも導入して欲しい（非同居親）
- ・リーフレットが地裁や市役所、様々な公共施設に設置されること（非同居親）

3 調査結果の分析と考察

(1) 民間団体による支援と面会交流の実現性

面会交流の実現と民間団体等の支援の相関

	面会交流が行われている	面会交流が行われていた	面会交流が行われていない	全体
支援あり	80	4	8	92
支援なし	51	12	27	90

面会交流の実現を図る上で、民間団体による支援がどのように影響を与えているかについて分析を行った。民間団体の支援を受けている当事者と受けていない者について（質問3-3）、面会交流が行われているかどうかを見てみると、支援を受けている者は80人、約87%という形で面接交渉が行われていた。これに対して、支援を受けていない者は51人で、約57%にとどまっている。このことから、民間団体による支援を受けているほうが、面会交流が継続的に実施されている傾向が強いことがわかる。面会交流を実施するうえで、民間団体等の支援を受けている場合のほうが実現率が高いと言えよう。

(2) 民間団体等の援助・相談と面会交流における取り決めの実現性

民間団体支援と取り決めの実現性

	実現している	実現していない	全体
支援あり	69	16	85
支援なし	43	22	65

民間援助団体に対して、面会交流の取り決めや取り決めの内容を実行するために相談や援助を求めた回答者（質問 3-3）において、その取り決めがどれほど実現しているか（質問 2-8）について分析した。民間団体による支援を受けた者の取り決めは 69 人と、約 81% において面会交流が実現していた。これに対して、支援を受けていない者においては 43 人、回答者の約 66%にとどまっていた。面会交流の取り決めの実現と支援の有無の間にもある程度の相関関係がみられた。つまり、ここでも、面会交流の取り決めを行うにあたり民間援助団体から何らかの支援を受けることの有用性が認められた。

(3) 面会交流における取り決めと養育費に関する取り決めの相関

養育費の取り決めと面会交流の取り決めに関する相関

	養育費の取り決めがある	養育費の取り決めがない
面会交流の取り決めがある	116	26
面会交流の取り決めがない	14	18

養育費の取り決め（質問 4-1）と面会交流の取り決め（質問 2-6）における相関関係についても分析を行った。養育費の取り決めがある者は、面会交流の取り決めを同時に有している場合が多かった（約 82%）。養育費に関する取り決めがない場合には、面会交流の取り決めについてもない場合が多かった。このように見ると、面会交流の取り決めがある者は、同時に、養育費の取り決めをしていることが多いと言えよう。

(4) 養育費支払いの実現性と面会交流の実現性の相関

養育費の実現と面会交流の実現における相関

	養育費が実現している	養育費が実現していない(含む無回答)
面会交流が行われている	95	36
面会交流が行われていた	10	6
面会交流が行われていない	9	26

養育費支払いの実現性（質問 4-2）と面会交流の実現性（質問 2-3）についての相関関係について集計してみた。養育費が実現している者ほど面会交流の実現性も高く（約 83%）なっており、養育費が実現していない（または無回答も含む）場合（約 53%）と比較しても相関性が認められるといえる。つまり、養育費を支払っている者は、面会交流も実現している場合が多いと言える。養育費の支払いと面会交流は、同時履行の関係ではないが、両者は、車の両輪のような関係で、養育費は子どもの生活の支えであり、面会交流は子どもの心の支えで、両者はともに重要であることがわかる。

(5) 子どもの問題についてのアドバイスを受けた者が、面会交流における影響をどう捉えるか

	面会交流のよい影響を感じる	面会交流におけるよい影響はない
アドバイスを受けたことがある	139	13
割合	91%	9%
アドバイスを受けたことがない	28	4
割合	88%	13%

ここでは、面会交流を含む子どもの問題について何らかのアドバイスを受けた者（質問 3-1）は、面会交流が及ぼす子に対する影響について、肯定的な意見を持っているかどうか（質問 3-9）について見てみた。面会交流について何らかのアドバイスを受けた者は 9 割以上が、面会交流についての肯定的な影響を認めており、何らアドバイスを受けていない者よりも若干高い数値を示している。アドバイスを受けた者ほど、面会交流の意義や必要性についての理解が促進されている。当事者に対する第三者の関与が面会交流の意義を認識させるためのよい影響を与えていると言えよう。

(6) 面会交流の態様と民間団体による支援の有無

民間団体支援と面会交流の態様

自宅で宿泊ありの面会交流	支援あり	30	19
	支援無し		11
自宅で宿泊なしの面会交流	支援あり	21	13
	支援無し		8
自宅以外での面会交流	支援あり	99	78
	支援無し		21

面会交流の態様（質問 2-4）と民間団体による支援の有無（質問 3-3）の相関性を見てみると、自宅で宿泊ありの面会交流をする者は、4 割近くが支援がなくてもできていた。自宅において宿泊付きの面会交流を行っている者については、当事者間の争いの度合いがそれほど高くないと考えられるが、その場合には支援の有無における大きな違いは見られない。しかしながら、面会交流の態様が「自宅・宿泊なし」、「自宅以外での面会」となっていくにつれて、支援を受けている対象者の割合が増加していく。このことから、自宅以外での面会交流を行っているような葛藤の程度が高い当事者間においては、民間団体のような第三者による支援の必要性が高いということがうかがえる。

(7) 民間団体の援助により実現した面会交流と援助を求めたことについての満足度

面会交流における満足度と民間団体の援助についての満足度

	援助を求めたことはよかった		援助を求めたことはよくなかった	
	面会交流の内容は希望以上だった	52		0
同居親		非同居親	同居親	非同居親
36		14	0	0
面会交流の内容は希望を下回った	35		11	
	同居親	非同居親	同居親	非同居親
	9	26	2	9

民間団体の援助に対する満足度（3-6）と面会交流の内容に関する満足度（3-5）の相関性についても検討を行った。面会交流の内容が希望を上回った者は当然、援助を求めたことについてかなり満足している。他方で、面会交流の内容が希望を下回った対象者においても、35人（約76%）が援助を求めたことについて「よかった」と答えている。しかも非同居親に限っても26人（約74%）が援助を受けて「よかった」と答えており、面会交流の結果の如何に関わらず、民間団体による援助を受けた者が満足していることがわかる。このことは、面会交流における民間団体による支援の有益性を示すものと考えられる。

4 自由記入欄への回答

<同居親>

- ・家裁の調停や審判の際に何もやってもらえなかった。
- ・DV被害にあったため裁判所にて離婚を成立させるためにはやむなく面会を承諾した。・DVの被害者側にもっと配慮して欲しい。
- ・前夫は子どもに関心がなく子どもと向き合って過ごすこともない人だったが、家裁は「子どもの福祉」だからと面会を当然のように言って調停を成立させられた。
- ・離れた親が子どもに会いたい気持ちはわかるが、大切な子どもの生活リズム、感情、体調を無視した面会交流はよくない。子どもと一緒に暮らす親とその周りの人たちが子どもとどれだけ向き合えるか話ができるのが大切だと思う。
- ・DVが原因の離婚なのに家裁の調停委員から執拗に「子どもにとって面会はよいことである」と勧められた。たった2年でDVのフラッシュバックは消えない。
- ・FLCがなかったら面会交流を許すことができなかつたと思う。親権者が心に余裕を持つことができたなら、相手側の要求を受け入れることができ、結果面会がうまくいく。
- ・DVのセルフヘルプグループなどがあれば面会交流についても同じ立場の人と話せるのではないかと思う。ほかの人がどのようにしているのか知りたい。子どものためになるならば我慢して会う方がよいのかもしれないが、私の怖い気持ちや体調不良はなかなか

改善しないのでつらい。

- ・感情的対立があるため、第三者の介入なしで面会交流を続けることは本当に困難だと感じる。本当に子どものために良いものなのかどうか疑問があるが、子どもがある程度大きくなるまでは、現状維持で努力していきたい。
- ・心療内科専門家の意見と法律家の考え方とは全く異なるもの（会わせない方がよい VS 会わせた方がよい）で、混乱した。一人ひとりの状況に合わせた面会交流の考え方があればよいと思う。
- ・仲介団体の存在は大変大きなものだと感じる。法律できちんと取決めをすることも大事かもしれないが、多方面から子どもの心をケア保護する体制作りも重要だと思う。
- ・面会交流は子どものために良いとされていることだからと思い、相手方とは今後一切関わりを持ちたくないという自分の気持ちを抑えて面会交流を行ってきたが、回数が多すぎて、相手方から受けたモラルハラスメントによる傷をいやすことが十分にできず、今日に至っている。
- ・モラルハラスメントというものについて、社会的にもっと認知され、通常の面会交流の頻度よりも少なくしたり、次の交流までの期間を長くできるなどが可能になったら良いと思う。あるいは、被害を受けた者の傷がある程度癒えるまで、面会交流は行わないようにするという方が、結局は子どもにとってもよいのではないか。子どもと一緒にいる親の情緒が安定していることが何より子どもにとっても良い影響を与えると感じる。
- ・子どもが中学生になり援助が終了してしまったが、反抗期等で難しい時期であり、今後とも調整や相談等の援助をお願いしたい。
- ・離婚する家庭が増えている中、多くの子どもたちが親と面会できるシステムを作っていただけ、利用できるようになることを望む。
- ・調停と裁判に関しては、いまだに男性優位に話がすすめられ、子どものことに関しては相手方が出す条件をのむしかない場合が多いため、離婚成立後にこのような問題が起こりやすくなっている。
- ・FPIC に間に入って頂いているおかげで、無理のあった条件をそのまま強制されずに、できるだけ子どもの気持ちを優先させた面会ができるようになった。
- ・今後子どもが成長していく中で、面会交流の仕方や子どもの精神面などの問題が生じた場合、気軽に相談したり、アドバイスを受けることのできる機関が身近に欲しい。
- ・面会交流にかかる費用の負担がもう少し軽減できればよい。
- ・FPIC 等の第三者機関の存在は有益。
- ・面会交流のメリットばかりが強調されているが、デメリットについても研究、議論すべき（非同居親に甘やかされて理想化されてしまい、同居親による育児に支障が出る。）
- ・最初は手間取ったり不愉快な思いをしても、実親との面会をさせられる制度の整備が何より急務ではないか。
- ・子どもは高1になり、元気に成長している。もう父母の板ばさみに多少は耐えられる年

齢かも知れませんが、面接や養育費について第三者がいなければやはり当事者同士の争いになる状態なので、FPIC に助けていただいて、本当に有難い。

- ・精神科医や児相の見解と調停委員の見解が余りに異なっていた。調停委員の資質に大いに問題がある。
- ・子どもは大人が思っている以上にひとりの人として考える力を持っており、親の意見ばかりで決めるべきでない。FLC にはこれからも親子の架け橋になってほしい。
- ・会わせることは私(同居親)には、しんどいが、子どものために頑張る。親権争いが長引いて、元夫との関係はよくないが、FLC さんのおかげで父親や父方祖父母に子どもが大切にされ、感謝している。
- ・FPIC を利用したことで「父から捨てられた」と思わずに済んだことに感謝している。
- ・現在、FPIC での面会交流をしているが、やはり、金銭面の負担がかなり大きいので、もう少し負担が少なくなるようになってほしい。
- ・FPIC を使用させていただいてとても役に立ち面会がスムーズに行われているが、社会制度として、スペースの確保等を広げて欲しい。また、費用負担が人によっては大きすぎるので収入が少ない人達のためにも何か窓口や費用の援助があれば、より多くの人が良い面会を出来ると思う。
- ・相手方の躁鬱病等人格的障害により離婚に至った場合でも、(相手方と面会をすることは子どもにとって不相当であると考えられるにもかかわらず) 一律に面会交流は望ましいとされるのは問題なのではないか。
- ・今の日本では、子どもが一方の親に心から会いたくないと思ってもそれを正式に認めてもらえず、親の権利が子どもの権利に優先されていると感じる。
- ・離婚を成立させるために、あるいは養育費を受けるために面会交流の事項で大幅な譲歩を余儀なくされる。
- ・医療専門家や子どもの専門家の、調停の場における発言力が弱い。
- ・やみくもに面会交流を是とする前提ではなく、個々のケースについて慎重に検討して欲しい。
- ・養育費の件に脅かされることなく、子どもにとって真に最善と思われる形で面会交流の方法や回数が決定される仕組みを切に願う。
- ・共同親権さえ実現すれば面会交流がもっと容易になるという主張があるが、日本では共同親権を実現するよりも先に整備すべきことが多い。
- ・DV、ストーカー、監護権者からの子の連れ去りについてより厳しい罰則を課すこと(共同親権の名のもとに連れ去りが横行する)
- ・問題のある親と面会させるための施設を国の運営で各都道府県に配置すること。スタッフは、性格に偏りのある親、支配的な親が子どもに与える影響をきちんと勉強した人であること。
- ・調査官だけに調査等の負担や専門的見解に関する負荷が集中しないよう、面会交流や親

権者指定について、調査助言できる人材の育成。

- ・面会交流は、海外の状況をそのまま輸入するのではなく、日本人の家族観文化的背景社会通念を考えたうえで、制度化すべき。
- ・子どもにとって面会が良いか悪いかはそのケース、その時の状況によって違うと思う。私のケースも最初は大変だったが、今は FPIC の援助でスムーズに面会ができている。大変な時に適切な援助が得られたら子どもへの負担は少なくて済んだのと思う。専門知識（DV、法律、カウンセリングなど）をもった援助者がもっと増えたらよいと思う。
- ・親同士が連絡をとれない場合、仲介者の役割は重要である。
- ・親に言えない子どもの気持ちを第三者が時間を掛けて聞いてもらえると、子どもの心の負担が軽くなると思う。
- ・費用として、父母で1回の面会交流につき7500円ずつ折半して支払っているが、もう少し安いとありがたい。
- ・面会の際に子どもを連れ去られないか不安になる。面会交流をすることで子どもが「両親の復縁」を信じてしまっている。面会交流をすることで前に進めなくなる親子もある。

<非同居親>

- ・実子誘拐罪を制定して欲しい
- ・月に2回、数時間とはいえあえていますが、実際は妻に人質をとられているようなもので「会う時間を延ばしたい」「宿泊させたい」はもとより髪型や食事など子どもについて要望をあげることはできない。
- ・子どもは現在2歳でとても僕になついていて「おとうさーん」と抱きついてくるほどなのですがもっと会いたい。
- ・妻の起こした離婚調停は何とか不調に終わったものの調停委員の偏見で「子どもは母親という方がよい」「若いんだから早く次の人見つけろ」「離れていても子は育つ」と畳み掛けられ、かなり粘ったが「なんで私たちの誠意がわからないんだ」と説教されて仕方なく応じた。国が子どものことを考えない国家はあり得ないと思う。
- ・調停の結果はあまり効力がない、守られていないのは実態。ぜひとも別居の親と子の面会交流を保障できる制度を検討して欲しい。また他の先進諸外国がすでに共同親権制度を導入しているので日本もぜひ導入を検討して欲しい。
- ・オンブズマン組織の立ち上げが必要。裁判所の改善。/調停中、録音可にするなどして調停委員、調査官の暴走、暴言をくい止めるべき。/弁護士費用の見直し、改善。
- ・勝手に子を連れ去って、親権がそっちにってしまう制度、司法の判断は間違い。
- ・全てのシステム、日本は子供の健全な成長の為になっていない。
- ・裁判所の事後フォロー実施（問題発生のたびに弁護士依頼とならないように）
- ・弁護士のモラル向上（「離婚したら会わせる」等の発言はしないように）
- ・養育費は払わなければ給料等の差押えで強制的に押収されてしまうのに面会交流は少し

でも「子どもが調子悪い」等の理由があると確かめるでもなく中止になり、本来「月 1 回」のはずが「2 月に 1 回」「3 月に 1 回」となっても「子の利益を最優先」の名目で何のお咎めがないのはおかしい。離婚関係についての法の整備は女性に有利に作り過ぎていてまるで国の政策が離婚を推進しているような気がしてならない。

- ・無断での連れ去り、虚偽 DV の被害者がたくさんいる。
- ・調停中を理由に相手方から面会を認めてもらえなかった。交渉が長引くことで、子どもを監護している相手方は「環境を変えたくない」という既成事実を作り、母親有利の日本の現状もあり、親権をあきらめざるを得なかった。
- ・単独親権、母親有利の日本の裁判所に大きな問題がある。共同親権の確立と、子の福祉のためには可能な限り親子が面会できる機会を設けるのが自然であるという意識が日本で芽生えなければならないと思う。
- ・親権がない側の祖父母との面会交流ができないのはおかしいと思う。
- ・共同親権制度の導入、成立を望む。
- ・生まれてきた子どもたちがたとえ両親が離婚をしていても十分に愛されて育ったと感じて生きて欲しい。そのためには今の日本では親権者が片親(とくに母親)になるという状況を何とかして欲しい。親権のない親が子どもに対して愛情を伝えることに限りができてしまうのはおかしい。
- ・親権に関する法的な紛争は、調停→家裁→高裁→家裁となり 3 年以上かかった。この間電話連絡しかできず、交流が途絶えた。紛争に時間がかかりすぎている。(電話すらできない時期が半年から 1 年あった)
- ・親権を両親がもつことになれば、もっと円滑に離婚調停ができると思う。弁護士も調停員も裁判官も「親権は母がもつべき」という固定思想というか思いこみ、執念のようなものを感じた。
- ・今の親権に関する扱いは「子どもはめんどくさいからいやだ」と思う男にとっても都合の良い状態になっている。早く改善して欲しい。
- ・「面会は月に 1 回」などと決めるが逆に言えば「月に 1 回しかあってはダメ」ということになる。子どもの人権のためというが親に会いたい子どもにとっては本末転倒であり放置してはいけない。
- ・今の社会状況は離婚が多く、特に親権についてですが、片方の親にだけではなく共同親権制度を希望します。子どもにとって離れて暮らしていても父も母も親には変わりがないので、もっと交流のできるように社会の仕組みや面会交流をサポートする団体などがどんどん出てきて欲しい。
- ・親子の絆を国の制度や法が破壊してはならない。単独親権制度は非親権親を否定することになる。早急に共同親権を法制化し、親子の絆の保持を図って欲しい。国際結婚のケースも視野に入れて国内法を整備して欲しい。
- ・母親としての適格性を十分に審査せずに、親権は母親優位に帰属してしまう現行制度運

用は問題である。

○法制度関連の問題点

- ・一日でも早く親子の不当な切り離しが禁じられ、自分の産んだ子どもの成長を見守り、必要な援助をすることができるようになって欲しい。
- ・離婚に際し米国のような面会交流について法的なものが全くないので、問題である。
- ・先日、政府がハーグ条約に批准を表明したのは、我々にとっては大変な追い風。一日も早い共同親権と面会交流の法制化を切に願う。
- ・調停裁判で親権者が母親に決定されるケースが圧倒的に多いのは問題である。子どもにとって良い状況とは何かを公平に判断すべきである。「子どもは母親という方が幸せだ」との先入観にとらわれているのではないだろうか。
- ・離婚時に取り決めた内容をチェックする機関がなければ、非親権親は損をする。
- ・面会交流は子どもが小さい時ほど必要。
- ・離婚後単独親権制度は子どものために必ずしも良くない。
- ・裁判所によるフォローアップ制度が必要である。
- ・離婚時の取決め内容について強制的に履行を命じることができるようにすべき
- ・「子どもを中心に」と FPIC の方に面会交流について言われることがあるが、施設や人的リソースの都合が優先されることが多いように思う。/他組織との交流や助け合いを模索しても良いのではないかと感じた。/週に 2-3 時間の面会交流ではなく、いつの日か宿泊を伴う面会交流が可能になるような援助または施設があるとありがたい。
- ・現行法では親子の分離を後押ししているようなもので、共同親権・共同監護に法改正すべき。
- ・離婚は夫婦間の問題であり、面会交流は子どもの権利であって、子は本来無関係であるはず。
- ・海外のように共同親権の制度を早く作って欲しい。
- ・日本の法制度はあまりに子どもにとって不幸で、理不尽を追認しているように思える。
- ・養育費の現状改善とともに、欧米のように共同親権が社会的に実現することを望む。
- ・欧米のように別居親と子どもの面会交流のルールや実行の担保がないのに、実質的に法律に反する「破綻主義」の離婚裁判がまかり通っているので、「連れ去った者勝ち」になっているのを家裁が追認しているのは理不尽だと思う。

○社会的支援制度に関連する問題

- ・面会交流にかかる費用が高い。
- ・交流時に子どもの様子を相手に聞いて欲しい。
- ・日時設定だけでなく、心のケア相談にも力を入れて欲しい。
- ・第三者機関のおかげで面会交流が少ないながらも実現していることに感謝している。
- ・調停や弁護士が携わっても面会交流の条件の約束が離婚後の滞りなく継続されるのは非常に困難であると思う。

- 第三者機関が介入することで面会交流が行われ、親の離婚の原因の一端を子どもが自分のせいだと考えたりしないよう、自分を大切に自尊心を育むことができるように等、プラスの影響こそを何よりクローズアップして欲しい。
- FPIC の援助がなければ面会が実現していなかったと思う。
- 親権者の感情が子ども自身の会いたいという感情よりも優先されてしまう現実があるように思える。
- 親同士では、感情的になり、難しい問題が多様に生じるので、客観的に冷静公正中立な判断と指導をしてくれる FPIC のような面会交流センターは必要不可欠だと思う。
- 離婚したのは親の責任だが、何の責任もない子どもが心を痛める中で、せめて将来の子どものために首の皮一枚でも面会を続けさせてくれる FPIC は到底言葉にできないほどありがたい。何としても FPIC の活動に今後も期待するし、できることがあれば支援したい。

面会交流に関するアンケート

無記名のアンケートですので、自由にご回答ください。
このアンケートの結果は、調査研究及び制度改革のために有効に
活用させていただきます。上記目的以外の利用はなされません。

※□欄については、該当する箇所にチェックをしてください。(例：☑)

1. まず、あなた自身についてお尋ねします。

- 1.1 あなたはお子さんの 父 母 その他(具体的には)
- 1.2 あなたはお子さんと 同居している。 同居していない。
その他(具体的には)
- 1.3 あなたはお子さんの 親権者 非親権者
その他(具体的には)
- 1.4 面会交流が問題となっている(なった)お子さんの数は?
1人 2人 3人 4人以上
- 1.5 面会交流が最初に問題となった時のお子さんの年齢は?
第1子(歳) 第2子(歳) 第3子(歳)
第4子(歳) 第5子(歳)
- 1.6 面会交流が最初に問題となった時のあなたの年齢は?
20歳代 30歳代 40歳代 その他()

2. お子さんとの面会交流の状況についてお尋ねします。ここでいう「面会交流」には、直接お子さんに会うほか、手紙や電話などでの交流も含まれます。

- 2.1 面会交流について相手方と最初に話し合ったのはどの時期でしたか?
婚姻中(別居中) 離婚成立に前後して 離婚してから2年以内
離婚して2年より後 その他(具体的には)
- 2.2 現時点で、面会交流について相手方と最初に話し合った時からどのくらいの時間が経過しましたか?
1年以内 2～5年 6～9年 10年以上
- 2.3 実際に面会交流は行なわれていますか?
行われている 行われていた 行われていない。

↳ その回数はいくつですか?

- 週1回 月2回 月1回 2か月に1回
3か月に1回 年2～3回 年1回
その他(具体的には)

2.4 面会交流が行なわれている（いた）方にお尋ねします。面会交流の方法はどのようなものでしたか？（複数回答可）

- 面会する方の自宅を子どもが訪ねる（宿泊はしない）。
- 面会する方の自宅を子どもが訪ねる（宿泊もする）。
- 面会する方の自宅以外の場所（公園・レジャー施設・ファミレスなど）で会う。
- 春休みや夏休みなどに、一緒に旅行に行く。
- 直接会うことはなく、手紙や電話・メール等での連絡交流のみ。
- その他（具体的には _____)

2.5 面会交流が行われなかった、または途中で行われなくなってしまった方にお尋ねします。その理由はどのようなものでしたか？（複数回答可）

- 相手方が面会させることを拒否している。
- 相手方が面会しようとしめない。
- 相手方が子どもを連れ去ろうとしたり、勝手に会いにくる。
- 相手方が面会交流の条件を守らない。（どのような条件？ _____)
- 面会交流の回数・方法等で相手方との意見の相違がある。
- 面会交流に必要な金銭的・時間的負担の大きさがある。
- 病気・課外活動・子どもの意向などお子さん自身の問題のため。
- 相手方または子どもと連絡がとれない。
- その他（具体的には _____)

2.6 面会交流についてなんらかの取り決めはあります(ありました)か？

- ある。 ない。 その他（具体的には _____)



「ある」と答えた方にお尋ねします。

2.7 その取り決めが成立したきっかけは？（複数回答可）

- 相手方との直接の話し合い（第三者の関与はない）
- 民間団体・弁護士の仲介
- 家庭裁判所での調停
- 家庭裁判所の審判・裁判
- その他（具体的には _____)

2.8 その取り決めの内容は実現されていますか？

- すべて実現している。 だいたい実現している。
- あまり実現していない。 まったく実現していない。



2.9 「実現していない」理由は？（複数回答可）

- 養育態度・教育方針がちがいきすぎるから。
- 不貞・暴力等の離婚の原因が悪い影響を与えているから。
- 借金が多く経済的に困窮しており、養育費も払えないから。
- 相手に性格の偏りや攻撃性がある、接触するのが怖いから。

- 相手に性格の偏りや攻撃性がある、子どもが怖がっているから。
- 感情的対立が激しく、話をすると常に言い争いになってしまうから。
- 自分の考えを伝えたり、相手の言いたいことを理解する力が弱いから。
- 祖父母など他の親族が介入したり、大きな影響力をもっているため。
- 親権・面会交流に関する情報や知識・ガイダンス等が行われなかったから。
- 親権・面会交流についての相談窓・相談機関が身近に存在しないから。
- その他（具体的には _____)

3. 面会交流を円滑に行うための相談・援助制度についてお尋ねします。

3.1 面会交流を含む子どもの問題について、法律的または実際的なアドバイスをしてもらったことはありますか？

- ある。 ない。



3.2 アドバイスをしたのはどのような方ですか？（複数回答可）

- 親族（法律家ではない） 知人・友人（法律家ではない） 弁護士
- FPIC など民間団体のスタッフ 調停委員など家庭裁判所のスタッフ
- その他（具体的には _____)

3.3 面会交流について取り決めたり、取り決めの内容を実行するために、FPIC などの民間団体・第三者に相談や援助を求めたことはありますか？

- ある。 ない。 その他（具体的には _____)



「ある」と答えた方にお尋ねします。

3.4 その理由は？（複数回答可）

- お互いの顔を見たくないから。
- 子の奪い合いや取り合いになってしまったから。
- DV、ストーカー、暴力などの問題行動があったから。
- 相手方が節度ある面会交流をしてくれないから。
- 子を会わせることに問題はないが、相手方とは連絡や接触したくないから。
- 相手方が養育費の支払いなどの条件をつけてくるから。
- 第三者（弁護士・家庭裁判所・親族等）から勧められたから。
- 民間団体・第三者に援助を求める以外に子どもに会う手段がないから。
- その他（具体的には _____)

3.5 民間団体・第三者の援助によって実現した面会交流の内容は、面会交流の回数や方法などの点で、あなたの当初の希望を満足させるものでしたか？

- 当初の希望以上のものであった。
- 当初の希望とほぼ一致していた。
- 当初の希望をやや下回るものであった。
- 当初の希望をかなり下回るものであった。
- その他（具体的には _____)

3.6 現時点において、FPICなどの民間団体・第三者に相談・援助を求めたことについてどのように思っていますか？

- 非常に良かったと思う。 良かったと思う。
あまり良くなかった。 良くなかった。 どちらともいえない。

3.7 「非常に良かったと思う」「良かったと思う」と答えた方にお尋ねします。良かった理由は？（複数回答可）

- お互いに感情的にならず冷静に対応できるから。
第三者が入ることで相手方が面会交流の条件やルールを守ってくれるから。
要求がどんどんエスカレートするのを合理的に制限してくれるから。
最低限度のコミュニケーションや連絡がお互いでとれるようになったから。
DV、ストーカー、暴力などの問題行動が抑制されるから。
大人と子どもの問題とを切り離して、子ども中心に問題を捉えられるようになったから。
その他（具体的には _____)

3.8 「あまり良くなかった」「良くなかった」と答えた方にお尋ねします。良くなかった理由は？（複数回答可）

- 援助・援助が公正・中立ではなかった。
料金・費用が高かった。
こちらの話や意見を十分に聞いてもらえなかった。
面会交流の条件やルールが厳しすぎ、もう少し自由に交流したかった。
指定された場所・面会方法などが適切でなかった。
相談・援助の後も面会交流が円滑に進まなかった。
その他（具体的には _____)

3.9 すべての方にお尋ねします。 別居している親子の面会交流を続けることがお子さんにとってもつ良い影響に関して、以下の選択肢のなかから選んで回答してください(複数選択可)。

- 子どもの健全な成長・発達のために必要である。
離婚や別居による人間関係の断絶など子どもへの悪影響を避けられる。
夫婦は別れても、親子の絆をできる限り維持することは望ましい。
子どもは、本心では親との交流や繋がりを望んでいる。
その他（具体的には _____)

3.10 別居している親子の面会交流がお子さんにあたえるマイナスの影響はどのようなものですか？以下の選択肢のなかから選んで回答してください(複数選択可)。

- 子どもの生活や気持ちに混乱が生ずる。
離婚や別居に伴う親の争いや対立が持ち込まれ易い。
子どもが親の間に挟まれて精神的に辛い状態におかれる。
子どもに一方の親の悪口を言ったり、様子を聞きだしたりする。

その他（具体的には _____)

4. 養育費と面会交流についてお尋ねします。

4.1 お子さんの養育費について取り決めはありますか？

ある ない その他（具体的には _____)



「ある」と答えた方にお尋ねします。

4.2 その取り決めの内容は実現していますか？

すべて実現している。 だいたい実現している。
 あまり実現していない。 まったく実現していない。

4.3 あなたは、面会交流と養育費とは関係があると考えますか？ たとえば、養育費を払ってから面会交流を主張すべきだ、または、養育費を支払ったのだから子どもと会わせるべきだと考えますか？

大いにそう思う そう思う あまりそう思わない そうは思わない
 どちらともいえない

5. 最後に、親権制度や面会交流についてお尋ねします。あなたが現行の親権制度や面会交流について見直し・改善を望むのは、どのような点ですか？（複数回答可）

5.1 〔法制度に関連して〕

- 離婚後いずれか一方のみを親権者にしていること（共同親権制度の導入）。
- 面会交流に関する明文の規定やルールが欠けていること。
- 面会交流の約束を守らない場合でも、その約束を強制的に果たさせる方法が欠けていること。
- 子の奪い合いになった場合に、子を取り戻す手続きが時間や労力がかかること。
- 紛争を解決するための基準として、子どもの利益ということが言われるが、その意味内容が不明確であること。
- 家庭裁判所での調停・審判・裁判の進め方が強引であったり、偏っているように感じられたこと。
- 子どもの声や立場を配慮する子どものための代理人制度がないこと。
- 子どもの連れ去り、DV、ストーカーなどへの対策をきちんと立てること。
- その他（具体的には _____)

5.2 〔社会的援助制度に関連して〕

- 離婚・親権・面会交流等についての情報提供や相談にのってくれる相談窓口が身近にあって使い易いこと。
- 親の離婚・別居が子に与える影響や離婚後の親子の面会交流の意義・必要性などについて当事者にもっと学ぶ機会が与えられること。
- 養育費、子ども手当など離婚後の親子への経済的支援がなされること。
- F P I Cのような面会交流センターなど民間援助団体がもっと増え、充実すること。

- 親権・面会交流について分かり易いリーフレットやQ&Aなどがあること。
- その他（具体的には _____)

その他、親権・面会交流など離婚後の親子の交流につきまして、ご意見・ご要望がある方はご自由にお書きください。

アンケートは以上です。本当にご協力ありがとうございました。